

広報

# わわだらい

No. 204

81 1

あけまして

おめでとうございます



## 町のうごき

人口男 4,404

女 4,533

計 8,937

世帯数 2,005

出生 13

死亡 9

転入 21

転出 9

56. 1. 1 現在

## 今年はトリ年

ニワトリと人間とのつき合いはきわめて古く、インドでは紀元前1700年ごろにはすでに家畜化され、その後各地に広まったといわれていますが、日本には中国、朝鮮半島を経て伝わり、有名な天の岩戸の神話にニワトリが登場していることはよく知られています。

天照大神が、岩戸に立てこもった時、ほかの神がみが困って常世の長鳴鳥を鳴かせたりして、天照大神を岩戸から出そうとした話がそれです。

それにしてもニワトリは、昔は暁を告げる靈鳥として宗教的に用いられたり、また、ヨーロッパやアジア各地では闘鶏として娛樂用に飼われていたことが多く、どちらかというとオンドリが主役でした。もちろん、肉や卵も食べられていましたが……ところが今では、多くの人にとって卵が朝食に欠かせないものになり、メンドリ主役の時代になりました。とくに日本では、このところ卵とトリ肉が物価の優等生として歓迎されています。そのわりには、ニワトリは『集團生活』を強いられているようになってしまって、今は二つにニワトリの姿を見ることはまれになりました。ともあれ、よい年でありますように。



うけ、地方財政の危機的様相がさらに深刻化の一途をたどる中で越年いたしました。一方、町民の皆様の町政に対する要望は、ますます高まりつあり、その内容も、復りつあります。

皆様新年あけましておめでとうございます。一九八一年の年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年の正月は、ソ連のアフガニスタン進攻といういまわしいニュースの中で、新年を迎えたのでありました。今年もまた世界の石油宝庫といわれるイラン、イラクの紛争が解決しないまま、そして一触即發の危機をはんらんといわれるボーランド問題などのニュースの中で、一九八一年の新春を迎えることになりました。現在の政治経済構造は、世界のどこかで紛争が起ければ日本の経済に、そして直接わたくしたちの家庭経済に影響をもたらすような状態となつております。どうか今年も世界が平和でありますように皆様とともに祈念いたします。

農林道については、茶屋広から下久具に至る三千七百メートル余に及ぶ大農道が四か年計画で進められていますが、本年で二年目を迎えました。

## 年頭のごあいさつ

**議会議長 杉本光郎**



さて、新しい年、昭和五十六年度に足を踏み入れる前に、去りし昭和五十五年度の度会町を振り返つてみたいと思います。

まず第一に度会町史の一頁に何時までも残るであろうと思われる大事業のひとつである度会町と大台町を結ぶ田口大橋が、七年の歳月と約八億五百五十万円の巨費を投じて、昨年完成し、去る七月末日渡橋式が挙行されたことになります。また、老朽いたしまして長原保育所の改築工事が着工され、近く完成されようとしておりました。

そして中央では、長年待望いたしました中央公民館が小学校改築の第一年度を迎えることと相成りました。老朽が地方改善施設整備事業として活動を開始しました。また一之瀬地区では、町道小萩線

で着々と工事が進行いたしております。遷境整備の一環として進められております簡易水道事業は、昭和五十六年度事業として計画されております。続いて町道事業、川上に水源地を求め、川上から日向までを給水区域とする南部簡易水道事業も見事完成いたしました。残るは、内に残る三校舎を十年余の年月と十数億かかるであろう大事業をいたさねばならないよ

国連は「国際障害者年」にあたって、完全参加と平等を実現するために、次のような五つの目的を立てています。  
 ①障害をもつ人が、身体的に精神的にも社会に適応することができるよう援助すること。  
 ②障害をもつ人に、援助、訓練、医療及び指導を行うことによって、適切な仕事につき、社会生活に十分参加することができるよう

## 「五つの目的」

このほか、各種の事業が山積しておりますが、これら事業推進につきましては皆様の指導ご協力を懇願いたします。  
 ④障害をもつ人の経済活動や社会活動などへの参加の促進について広くPRすること。  
 ⑤障害の発生の防止及びハビリテーションのための対策を推進すること。  
**国際障害者年**のシンボルマーク

2人の人間が連帯して手をとり合い、平等の立場から支えあつている姿を表現しており、平等・希望・支援を表しています。周囲の葉は、国連の紋章の一部です。

力とその充実発展のため一層努力いたしたいと思います。わが国には、大きく分けて身体障害者約百万人・合せて約三百五十万人以上の障害者がいると推定されています。また、平均寿命が延び、高齢化社会が進むにつれて脳卒中や労働災害などによる障害者が増えるとともに、交通事故や労働災害などによる障害者が年々増加する傾向にあります。わたしたちのだれもが障害者になる可能性をもつてゐる

昭和五十六年——今年は「国際障害者年」です。昭和五十年の国連総会で決定された世界的規模の行動で、テレマは、障害をもつ人の社会へ「完全参加と平等」です。障害をもつ人にに対する理解と関心を深め、みんなが参加し、みんなが平等に暮らせるよう、みんなが平等に暮らせることを考えて、みんなで考えましょう。

昭和五十六年——今年は「国際障害者年」です。昭和五十年の国連総会で決定された世界的規模の行動で、テレマは、障害をもつ人の社会へ「完全参加と平等」です。障害をもつ人にに対する理解と関心を深め、みんなが参加し、みんなが平等に暮らせることを考えて、みんなで考えましょう。





# 成人おめでとう



晴れて社会人の仲間入りをされた成人を祝い、昭和五十六年の成人式が、一月十五日（木）午前十時から中央公民館で行われました。

今年の成人者は、昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生まれた人で、昨年より十八名少ない百三十二名でした。

式は、穏やかな日和に恵まれ、成人者百十名をお迎えし、町議会議員をはじめ教育委員や各種団体長の来賓の方々約四十名が出席して行われ

ました。国歌斉唱のあと新成人に山下町長、杉本議長から「責任と自覚をもつて立派な社会人になられるよう」励ましのことばがあり、成人者全員に「記念アルバム」が贈られ、社会人としての新しい門出を祝いました。

中山篤さん（注連指）が成人の決意のことばを述べ、万歳三唱ののち、式をとじました。このあと詩吟や舞踊を楽しみ、記念撮影をして散会しました。

## 百三十一人が 社会の門出

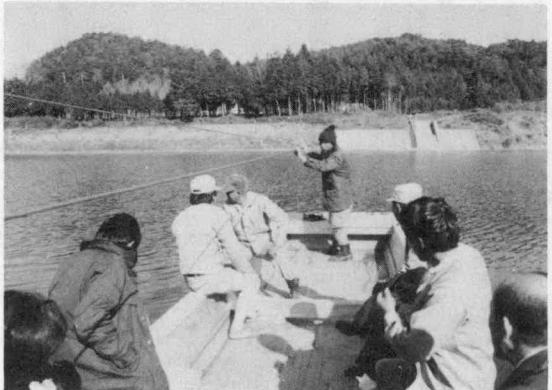
上久具地区と棚橋地区を結ぶ「町営の上久具渡し場」にこのほど、新しい木造船ができあがり就航しました。

この上久具の渡し場は、宮川右岸の上久具、田間地区から対岸の棚橋地区へ通学する児童や町民の方々の唯一の足として利用されていますが、現在の本造船は、十七年前に建造され老朽化していることや、児童らの安全のためから新しい船にしたものです。

農林水産省は、第二期の水田利用再編対策として、昭和五十六年度から三か年間の水稻の転作面積を毎年度六十七万七千haと決定し、三重県に分されました。

それにによりますと、米の消費の減退と昨年の冷夏で減収にもかかわらず、依然と

## 上久具の渡しに 新しい木造船が就航



### 第2期の

## 転作面積七九・四haと決まる

### 水田面積の一割の転作にご協力を！

度会町史の編集が終了し、ただ今印刷中ですが、次により、各区長さんを通じて予約申し込みをお願いいたしますので、所定の申し込み用紙で早目に申し込んでください。

▼ 体裁・規格  
A5判、約1,000頁  
表紙は布クロスで箱入り

▼ 配本  
昭和五十六年二月二十日  
五月下旬、代金は現品と引換えていただきます。

▼ 申込期限  
一冊 2,000円

### 区長さんの

小柳	作野	順一
市場	西井	仁平
脇出	下村	重治
和井野	大釋	恭治
田畑	南中村	山下
南中村	次男（再）	
川上		
植村		
京平		

## 度会町史申込みご案内

## 農地関係三法 が成立・施行

# 農用地が有効に 活用できます

「農地はあるが、働き手がない」「もつと耕作地を広げたいが土地はうまく借りられるだろうか」——こんな悩みをお持ちの方はおられませんか。

遊んでいる農地を有効に生かし、やる気のある人が農地を十分活用できるようになります。

三つの法律とは、農用地利用増進法（昭和五十五年九月一日施行）、農地法改正法（同十月一日施行）、農業委員会改正法（同年九月二十日施行）です。このうち、農用地利用増進法、農地法改正法を中心に、その要点を紹介しましょう。

## 農用地利用増進法

いくつ利用条件、売買条件を定めるなど、交渉を代行してくれるのは、市町村や農業委員会です。

### 市街化区域を除く 全農地等が対象

面白な手続きなしで農地の貸し借り・売り買いができます。

遊ばせている農地を貸せるものなら貸したい、場合によつては売つてもよいと思つてゐる人、あるいは農地を借りるか、または買って経営規模を拡大したいと望んでいる人は、面倒な手続きをしなくては、安心して貸し借り、または売り買いができるようになりました。

双方の間に立つて、納得の混牧林地なども含まれます。

**貸出し奨励金が支払われます**

農用地等を貸す場合、貸付料金とは別に、十アールあたり一ヶ月間が三年から五年であれば一万円、裏作などの期間貸出しなら五千円の奨励金が契約当初に交付されます。また、契約期間が六年以上の場合、奨励金は倍額になります。

## 農地法の改正

**農地を全部貸した人も農協の正組合員の資格をそのまま継続できます**

自分の農地を全部貸した人でも引き続き、農協の正組合員の資格を持てる道が開かれました。

**十年間の貸し出しの場所、まとめて貸付料がもらえます**

十年間の期間で農地を貸すと貸付料を十年分まとめてもらいます。

この事業は、都道府県の農地保有合理化法人が行つていて申告は、二月十六日前でも受け付けています。

## 所得税の確定申告は 一月十六日からです

昭和五十五年分の所得税の確定申告は、二月十六日から

契約期間満了時には、離作料を要求されることなく返還されることになつております。

町村や農業委員会が責任をもつてあります。また、再び貸し出す時も希望に添うよう電話をしてくれます。

所得税は、個人が一年間に得た所得金額に応じてかかる税金で、次のような人は確定申告をしなければなりません。

▼サラリーマンの方で、給与の年収が一千万円を超える人、二か所以上から給与を受けている人、給与以外の所得が二十万円を超える人。

▼サラリーマンの方で、給与以外の所得がなく、医療費控除などにより所得税の還付を受ける人のために、簡易な申告書が税務署にありますのでご利用ください。

所得税の確定申告期限は三月十六日ですが、期限間近に

在村者の農地法上の権利取得に関する許可や、市街化区域内にある農地の転用届け出の処理なども、ほとんど農業委員会が行つようになり、手続きがずっと簡単になりました。

農地は貸しているが、自分で食べる米は現物で欲しいと希望する貸し手の要望にこたえて、貸付料をお金の代わりに米で、水田裏作の場合は、うない返し（耕耘、代かきして返す）で、受けとることができるようになりました。

**貸付料は飯米で  
もらえます**

**農業生産法人の  
要件が緩和**

の貸し借りをしたり、機械や施設の共同利用による効率的な農作業がこれまでより簡単になりました。

また、団体単位で自主的な土地改良事業も行えることになりました。

ます。

